主文

原判決を破棄する。 被告人を懲役6年に処する。 原審における未決勾留日数中130日をその刑に算入する。

里 由

1 本件控訴の趣意は、弁護人吾郷計宜作成の控訴趣意書記載のとおりであるから、これを引用する。

2 事実誤認の主張について

そこで、記録を調査し、当審における事実取調べの結果を併せて検討するに、原判決がその【弁護人の主張に対する判断】欄において認定した事実は、本件各証拠により認定し得るところであり、認定事実に基づき、本件においては急迫不正の侵害は存在せず正当防衛は成立しないこと、また、被告人の行為は積極的加害意思によるもので、防衛の意思によるものではないから誤想防衛も成立しないとした判断は正当であり、原判決に事実誤認はなく、論旨は理由がない。

所論に鑑み、付言するに、原審公判廷における証人Aの証言は、飲酒のため部分的にあいまいな点はあるものの、同証人には虚偽の事実を述べなければならない事情は全く窺えないうえ、その記憶しているとして述べている点は具体的、詳細であって、その信用性は高いと認められる。

前記事実によれば、被告人は、割れた一升瓶の口元部分を持って近づいてきた被害者に対し、瞬時にその機先を制して正面から身体の枢要部をめがけて力を込めて出刃包丁を突き刺したものであって、優に殺意が認められ、また、被害者は割れた一升瓶の口元部分を持ったまま被告人に近付いてきたものではあるが、未だ被害

者が被告人に対し攻撃を加えようとした状況はなかったものであって,急迫不正の侵害は生じておらず,正当防衛は成立しない。また,被告人は,Aから制止された後,被害者が被告人に近付いてきている状況を認識していたものと認められるのであって,急迫不正の侵害を誤信したものともいえないから,誤想防衛も成立しない。

3 量刑不当の主張について

論旨は、被告人を懲役8年に処した原判決は、被告人が相当に酩酊しており、正常な判断能力を減退させていたこと及び被害者が本件の原因を作ったと評価しており、また、本件は計画的、意図的な犯行ではなく、突発的な事案であること、原判決後、被告人は被害者の遺族との合意に基づき、自宅を売却した代金から住宅ローン等を控除した残額400万円を被害者の遺族に支払い、家族は借家暮らしであること、被告人の妻は原判決後の平成13年1111日、くも膜下出血により死亡したこと、被告人はこの事態に、更に反省、悔悟、苦悩を深くしていることからすると、不当に重く、仮に有罪であるとしても懲役3年程度の量刑が相当であるとするものである。

そこで記録を調査して検討するに、本件犯行は、酔余のうえとはいえ、出刃包 下を取りに行ったうえで、近付いてきた被害者の左胸部をめがけて力を込めてあるたる。その結果被害者を死亡させたものであって、その結果は正生った遺んの無念さは言うに及ばず、一家の支柱であった被害者を一瞬にして失った遺んの精神的、経済的苦痛には計り知れないものがあり、本件が偶発的犯行であるももであり、被告人の本件刑事責任は重大であり、本件が偶発的犯行行反の精神の最終的結果の誘因となっていること、被告人が本件結果についのるとが本件の最終的結果の誘因となっていること、被告人が本件にといることが本件の最終的結果の誘因となっていること、被告人が本件にしていること、さしたる前科もなくまじめに稼働してきとと、被告人のために有利に斟酌すべき諸事情を考慮しても、原判決言渡しきるとと、被告人のために有利に斟酌すべき諸事情を考慮しても、原判決言渡とを基準とする限り、被告人を懲役8年に処した原判決の量刑が重きに過ぎて不当であるとない。

電により直ちに当級刊所において自刊することでは、更に次のとおり刊次する。 原判決が適法に認定した事実に原判決挙示の各法令を適用し、その刑期の範囲 内で被告人を懲役6年に処し、刑法21条を適用して原審における未決勾留日数中 130日をその刑に算入することとし、原審における訴訟費用は刑事訴訟法181 条1項ただし書を適用してこれを被告人に負担させないこととして、主文のとおり 判決する。 平成14年3月18日 広島高等裁判所松江支部 裁判長裁判官 裁判官 裁判官

 裁判長裁判官
 宮
 本
 定
 雄

 裁判官
 吉
 波
 佳
 希

 裁判官
 植
 屋
 伸
 一